佐倉市水道事業供給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、給水申請者(以下「申請者」という。)が佐倉市水道事業から水道水の供給を受ける場合の事前協議及び工事の費用負担について定めるものとする。

(事前協議)

- 第2条 申請者は、次の各号の<u>1</u>に該当する場合<u>において</u>、上水道の整備に関することを事前に管理者と協議するものとする。
 - (1) 配水管(配水補助管も含む)の布設及び布設替えが必要な場合
 - (2)開発事業の開発面積が500㎡以上の場合及び、建築物を建築しようと する者で1階を除く延床面積と敷地面積の合計が500㎡以上の場合。た だし、一日最大計画給水量が5㎡未満のものについては、除く。
 - (3)開発事業又は区画整理事業による協議が完了後の区画割変更に伴う給水管取り出しを必要とする場合
- 2 大規模な宅地開発(佐倉市宅地開発指導要綱に<u>よる</u>開発区域10ha以上の もの)については、別に管理者と協定書を締結するものとする。

(工事負担金)

- 第3条 工事負担金は、配水管等の設置に要する費用を基準とし、次<u>の各号</u>の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。
 - (1) 工事設計金額
 - (2) 設計手数料(工事設計金額の100分の4)
 - (3) 監理手数料(工事設計金額の100分の4)
 - (4) 事務手数料(工事設計金額の100分の2)
- 2 管理者が、申請者において設計することを認めた場合<u>に</u>は前項の設計手数 料を免除するものとする。
- 3 管理者が<u>、</u>申請者において工事施工することを認めた場合<u>に</u>は工事設計金額の納入は必要としない。<u>また</u>、工事完了後速やかに完成届<u>・</u>検査願い等の提出を行い、検査に合格したとき施設の寄付採納するものとする。
- 4 配水管の布設及び配給水管の改良に対する工事負担金は、別表「布設区分及び工事費用負担基準」によるものとする。

(負担金の納入時期)

第4条 工事負担金は、工事施工前に納付するものとする。

2 管理者は、前項の<u>納入時期</u>について特に変更を必要と認めた場合<u>に</u>は別に 定めることが出来るものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

(施行年月日)

1 この要綱は、昭和60年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の佐倉市水道事業供給要綱による原水分担金は開発負担金、給水負担金は加入負担金とし、施行日前に協定したものについては、なお、従前の例による。

附則

(施行年月日)

1 この要綱は、平成2年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に協定したものについては、なお、従前の例による。

附則

1 この要綱は、公示の日から施行し、平成2年9月1日から適用する。

1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行目前に協定したものについては、なお、従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に協議したものについては、なお、従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に協議したものについては、なお、従前の例による。

別表

「布設区分及び工事費用負担基準」

- I 布設区分
- 1 公道・私道を問わず原則として給水管の縦断布設は行わず、口径 7 5 mm以上の配水管を布設する。
- 2 配水補助管(口径50mm以下)については、原則として次の各号を満たした場合に縦断布設を可能とする。
 - (1) 給水戸数は、10戸を限度とする。
 - (2) 布設延長は、概ね60m以内とする。
- Ⅱ 工事費用負担基準
- 1 口径40mm以上の給水装置の取り出しを必要とする申請の場合(本管口径の2ランク以下の取り出しを原則とする。)には、配水管の必要延長管布設工事に要する費用(設計金額)は全額申請者の負担とする。
- 2 既設配水補助管よりすでに10戸以上で、かつ現在あるいは近い将来に1戸あたり給水管口径20mmで配水管口径75mmを必要とする地区申請の場合には、既設配水補助管を口径50mmとみなして工事設計金額の口径断面比の差額分の2分の1の額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を地区の負担とする。

ただし、この場合行き止まり道路のみとする。

- 3 既設配水補助管が口径40mm以下の地区で増径を必要とする場合には口径 50mmを布設するものとし、これに係る工事設計金額の2分の1の額に消費 税及び地方消費税相当額を加えた額を受益者が負担するものとする。
- 4 未給水地区(現に居住する者)で配水管等布設の場合には、工事設計金額 の2分の1の額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を受益者が負担す るものとする。
- 5 申請口径に水道部が必要(口径 7 5 mm以上)とする増径に対しては工事設計金額の口径断面比の差額分の 2 分の 1 の額に消費税及び地方消費税相当額加えた額を申請者の負担とする。ただし、この場合の申請口径が 4 0 mm以下であっても口径断面比の対象口径は 5 0 mmとして算出する。
- 6 第2条の事前協議に係る工事については、申請者の全額負担とする。 ただし、区画整理事業(組合施工にかぎる。)の施工区域で、都市計画道路

として決定された箇所に、上水道の主要幹線(配水管で口径200mm以上のものをいう。)を布設しようとするときはこのかぎりではない。